

熊監発第 74 号
平成24年5月30日

請求人

A 様

熊本市監査委員 税 所 史 熙

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 堀 洋 一

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

熊本市長に対する措置請求について（通知）

平成24年4月6日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受理

本件監査請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成24年4月16日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

熊本市は、平成14年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）」が失効したことに伴い、同和対策事業をすべて廃止し、また、植木町も平成22年の熊本市との合併に際して同和対策事業をすべて廃止しており、特定の運動団体の活動費として支出された全日本同和会熊本県連合会城南支部への団体補助金（以下「本件補助金」という。）は、不当な公金の支出であるから、熊本市長に対し、次の措置を求める。

- (1) 平成23年度に支出した本件補助金186万円の返還を求めること。
- (2) 平成24年度以降の本件補助金の支出を停止すること。

2 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 熊本市における本件補助金交付事業の位置づけについて
- (2) 本件補助金交付の目的や必要性等について
- (3) 本件補助金交付の手続き等について

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年4月11日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の方法等

(1) 関係職員の事情聴取

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、平成24年4月23日に下記の職員から事情聴取した。

人権推進総室長、城南総合出張所副所長、その他職員

(2) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令及び裁判例等を参照した。

第3 監査の結果

1 主文

本件監査請求についてはいずれも棄却する。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員の事情聴取等から、次のとおりの事実が認められた。

(1) 熊本市における本件補助金交付事業の位置づけについて

ア 熊本市の同和対策事業等について

同和対策事業について、国においては昭和40年の同和対策審議会答申を受け、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、数度にわたり法が制定され、平成14年に最後の「地対財特法」が失効するまで同事業が推進されてきた。これらは、被差別部落の環境改善と差別解消を目的として行われたものであり、主なものでは地区環境の整備、社会福祉施設の整備、公営住宅や保育所の設置、租税や保育料の減免措置、就学助成金等の各種補助金の交付など、多種多様であった。

熊本市においても、前述のように法律に基づく各事業が実施されていたが平成14年に「地対財特法」が失効したことにより、同和対策事業が全て廃止され、その後は一般施策として同和問題も含めた様々な人権問題や課題の解決を図るための事業が行われてきた。平成21年3月には、「熊本市人権教育・啓発基本計画（平成21年度から30年度）」が策定され、人権尊重社会の実現に向けた取り組みが推進されている。

イ 熊本市の総合計画における本件補助金交付事業の位置づけについて

熊本市は、市の目指す将来像の実現に向けたまちづくりを進めるうえで最も基本となる計画である「熊本市第6次総合計画（以下、「総合計画」という。）」を策定している。この総合計画においては、人権について「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を政策目標に掲げ、その実現を図るための基本方針として、市民・企業・関係団体と協働して人権教育・啓発活動を積極的に推進し、あらゆる差別や偏見をなくし、すべての人々の人権が尊重される社会を目指すとしており、その中で本件補助金は人権教

育・啓発推進事業の一つとして位置づけがなされている。

ウ 合併に伴う新市の基本計画における本件補助金交付事業の位置づけについて
関係職員によると、平成 22 年に熊本市と合併した城南町、植木町について、植木町は合併を機に、地域で人権の啓発活動を行っている団体への補助金の支出を廃止したが、城南町の本件補助金については、これまで独自に取り組んできた経緯から、施策の継続性を踏まえ、合併協議により 5 年間の経過措置が設定されたとのことであった。

また、この本件補助金は、合併時に策定された「熊本市・城南町新市基本計画（城南地域）（以下、「新市基本計画」という。）」の施策の一つである「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」の中に位置づけられているとのことであった。

(2) 本件補助金交付の目的や必要性等について

関係職員によると、人権教育の推進を図るためには、市民の意識啓発を促すことが非常に重要であり、そのような人権啓発、意識啓発を促す団体の活動を支援することを目的に本件補助金を支出しているとのことである。

また、差別や虐待、いじめ等の人権に深く関わるあらゆる問題を無くすために行う市民への意識啓発活動については、市民の中に入っていき、行政だけではなく市民が主体的に取り組むことが必要であり、このため、市民と協働でこのような啓発活動をする必要があり、そのような経験や実績のある団体の活動を支援することが公益上必要であると判断したため熊本市は本件補助金の交付を決定したとのことであった。

(3) 本件補助金交付の手続き等について

ア 平成 23 年度の本件補助金交付の手続きについて

関係職員によると、本件補助金の交付については、毎年度、目的や必要性を検証しながら実施決定され、熊本市補助金等交付規則に基づき支出事務が行われているとのことであった。

また、提出書類から、本件補助金は、（款）総務費（項）社会生活費（目）社会生活総務費（節）負担金補助及び交付金から支出されており、下記のとおり交付手続きは適正になされていることが確認できた。

平成 23 年 4 月 1 日	団体から補助金交付申請
〃 4 月 1 日	本件補助金交付の実施の決定
〃 4 月 1 日	熊本市が補助金交付決定
〃 5 月 13 日	団体から補助金の概算交付申請
〃 5 月 13 日	熊本市が補助金の概算交付決定
〃 5 月 16 日	熊本市が補助金を支出

平成 24 年 3 月 31 日 団体から実績報告書提出

” 3 月 31 日 熊本市が交付確定

なお、請求人は、本件補助金の交付に関して、予算書と決算書のみで領収書の添付がないと述べている。このことについて関係職員に確認したところ、熊本市補助金等交付規則では、補助金の交付や額の確定等において領収書の添付は義務付けられていないことから、これまでは事業報告書等に基づき補助金が適正に使われているかどうかヒアリングしながら確認しており、平成 23 年度の交付確定から領収書も含めて確認するようにしたとのことであった。

イ 平成 24 年度の本件補助金について

本件補助金は、平成 24 年度当初予算の議案として市議会に提案され、同議会において平成 24 年 3 月 21 日に可決されている。

3 判断

地方公共団体の補助金について、地方自治法第 232 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められている。

裁判例によると、「一般に、地方公共団体において、どのような場合に補助金を支出するか、及び補助金の額をいくりにするかは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であるから、地方自治法第 232 条の 2 に定められる「公益上の必要」の要件を充たしているか否かについては、地方自治体の首長ないし議会に広範な裁量が認められ、首長ないし議会の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められない限り、上記の要件を充たしていると解するのが相当である（大阪高等裁判所平成 17.7.13 判決参照）」とされている。

また、「「公益上必要がある場合」の表現はきわめて抽象的で外延の広い概念である一方、この内容を具体的に定めた規定は存在しないから、地方公共団体が同条の規定の趣旨に従って、補助金の交付が住民にもたらすであろう利益、程度など諸般の事情を勘案して判断すべきことになるが、その判断につき著しい不公正若しくは法令違背が伴わない限り、これを尊重することが地方自治法の精神に合致する所以というべきである（熊本地裁昭和 51.3.29 判決。その控訴審福岡高裁 53.3.29 判決参照）」とされている。

そこで、本件補助金の支出が「公益上必要がある場合」に該当するかどうか検討する。

本件補助金交付事業は、あらゆる差別や偏見をなくし、すべての人々の人権が尊重される社会という公益を得るための人権教育推進事業として、総合計画にお

ける事業の一つとして位置づけられ実施されている。新市基本計画においても、地域のめざすまちの姿を実現するための施策の一つとして位置づけられている。これらの計画は、広く市民や議会の意見を踏まえながら策定されたものであり、客観的にみた公益性が確保されている。

また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)第 5 条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、同法第 7 条の規定に基づく基本計画においては、同和問題を含む様々な人権課題に対する取り組みを掲げている。

これらのことから、地域の実情を踏まえ、前述のとおり総合計画や新市基本計画に位置づけ支出されている本件補助金については、「公益上必要がある場合」に該当すると考えられ、平成 24 年度以降の本件補助金についても同様である。

請求人は、本件補助金交付事業が、「地対財特法」の失効や、熊本市及び合併に伴い同和対策事業を廃止した植木町との整合がとれていないこと、また、特定の団体に対する補助金の支出が差別につながることから不当な公金の支出であると主張しているが、これらのことは、事業実施を判断する際において考慮すべき要素ではあるものの、これらのことにより直ちに、熊本市の置かれた行政課題との関連で総合的かつ政策的見地から本件補助金の支出が公益上必要であると決定した熊本市の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があったとは言えない。

以上のことから、本件補助金の支出に関する請求人の主張については、いずれも理由が認められないため、主文のとおりとする。